

# 嶺南広域行政組合公告式条例

平成 9 年 7 月 1 日

条 例 第 4 号

改正 平成18年 3 月 31日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条により準用する同法第16条第4項及び第5項の規定に基づき、嶺南広域行政組合（以下「組合」という。）の公告式に関し、必要な事項を定めるものとする。

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に管理者が署名しなければならない。

2 条例の公布は、事務所所在の市町の掲示場に掲示して行う。

(規則に関する準用)

第3条 前条の規定は、規則に準用する。

(規程の公表)

第4条 前条の規則を除くほか、管理者の定める規定を公表しようとするときは、公布若しくは公表の旨の前文、年月日及び管理者名を記入して、管理者印を押さなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規定にこれを準用する。

(その他の規則及び規定の公表)

第5条 第2条の規定は、組合の機関の定める規則で公表を要するものにこれを準用する。この場合において、同条第1項中「管理者」とあるのは、「当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、組合の機関の定める規程で公表を要するものに準用する。この場合において、同条第1項中「管理者」とあるのは、「当該機関名」と、「管理者印」とあるのは「当該機関印」と読み替えるものとする。

(施行期日)

第6条 組合又は組合の機関の定める規則又は規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月31日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。